JPMワールド・CB・オープン

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

2026.10.30

この目論見書により行うJPMワールド・CB・オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年10月30日に生じています。

委託会社

［ファンドの運用の指図を行います。］

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第330号
設立年月日　1990年10月18日
資　本　金　2,218百万円（2026年8月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額
54,109億円（2026年8月末現在）

照会先

TEL：03-6736-2350
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

受託会社

［ファンドの財産の保管および管理を行います。］

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

○ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
○金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
○請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
○請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
○ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産（転換社債）	その他資産（投資信託証券（その他資産（転換社債））	年2回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（適時ヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：https://www.imaj.or.jp/

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界各国のCB（転換社債）を実質的な主要投資対象として運用を行い、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的とします。

CBとは

一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた債券で、一般に「CB」（英語:Convertible Bond）または「転換社債」と呼ばれています。株式と債券の両方の性格をあわせもっています。

CBの2つの性格

株式の性格

株式に転換できる

一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）がついています。

株価との連動性

CBの値動きは転換対象の株式の値動きと連動する傾向があります。

▼

株価上昇局面での値上がり期待

債券の性格

利息がつく*1

一般的に、利払い日に利息を受け取ることができます。CBには株式への転換権という特典がつくため、利息は転換権のない社債よりも低くなります。

額面で償還される*2

償還時には額面の金額を受け取ることができます。

▼

株価下落局面でもCBの下値は限定的

*1 利率が0%という発行条件のCBもあり、必ず利息が受け取れるとは限りません。
*2 発行企業が倒産した場合、額面で償還されないことがあります。

ファンドの特色

1 CBへの投資にあたっては、投資地域の分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業の成長性および安定性等を総合的に分析し、魅力的な銘柄を選定します。

＜運用プロセス＞

マクロ分析（経済成長、インフレ等） ▶ 世界のCB・株式市場の見通しを分析します。

▼

ファンドの構築

・株式市場の見通しに強気な場合は、株式型CBを中心とした運用を行います。
・株式市場の見通しに弱気な場合は、債券型CBを中心とした運用を行います。
・株式市場の見通しに中立な場合は、バランス型CBを中心とした運用を行います。

▲

株式価値の分析

投資対象企業の持続的成長力および株価の割安度、割高度等を分析します。

＋

信用リスクの分析

債務不履行となるリスクの高い企業を投資対象から排除します。

▶

投資銘柄の決定

投資銘柄を決定する際に、主に以下の点を重視します。

●CB固有の要素（CBの価格水準、株価との連動性等）、投資地域の分散、発行企業の成長性・安定性

＜CBには以下のような分類･特徴があります＞

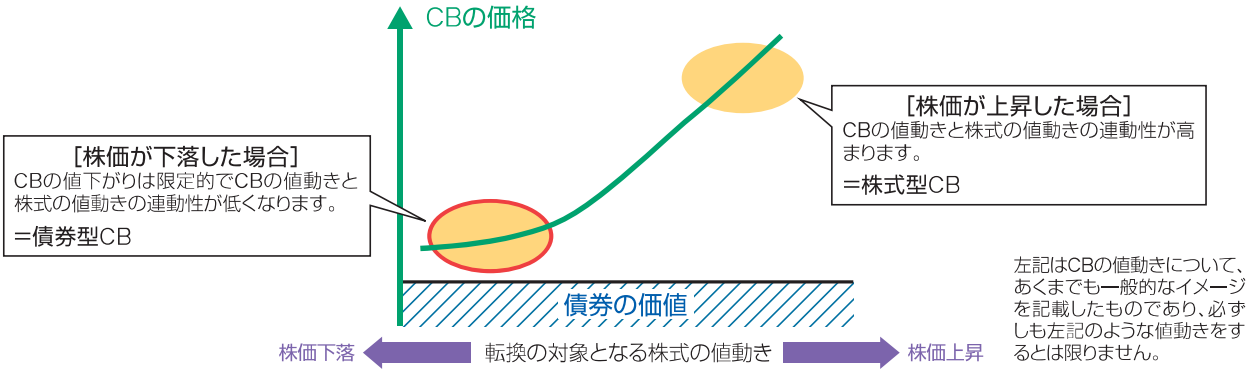
●CBの分類

CBには、株価との連動性が高く株式的な特性を持つもの（＝株式型CB）
株価との連動性が低く債券的な特性を持つもの（＝債券型CB）
両者の中間的な特性を持つもの（＝バランス型CB）　があります。



●CBの値動きの特徴

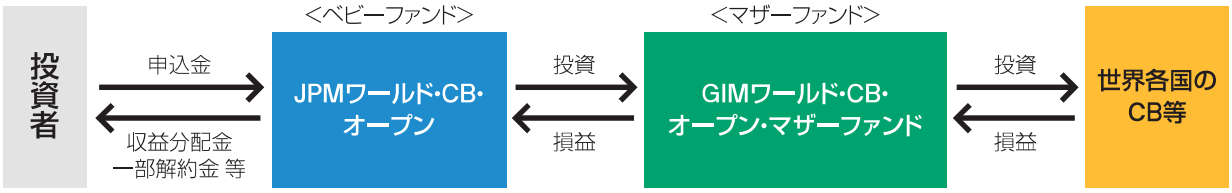
一般的に、CBの価格は、株価の上昇･下落に伴い、以下のように推移します。また、同時に分類も変わります。



左記はCBの値動きについて、あくまでも一般的なイメージを記載したものであり、必ずしも左記のような値動きをするとは限りません。

2 弾力的に為替ヘッジを行うことにより、主として為替変動による基準価額の下落リスクを軽減させることを目指します。

3 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

4 JPモルガン･アセット･マネジメント（UK）リミテッド（英国法人）に運用を委託*します。

*為替ヘッジを含みます。

J.P.モルガン･アセット･マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

J.P.モルガン･アセット･マネジメントは、JPモルガン･チェース･アンド･カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式(ワラントを含みます。)への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時においてファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄のCBへの実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

収益の分配方針

年2回の決算時(1月・7月の各30日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。
*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。
*3 評価益を含みます。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に世界各国のCBに投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。CBの価格は、転換先株式の価格変動の影響を受けるため、株式と同様の要因により、変動することがあります。
信用リスク	CBの発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該CBの価格が変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動がCBの価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、CBの価格が下落します。
為替変動リスク	為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。ファンドは、為替ヘッジを弾力的に行いますが、ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。
流動性リスク	CBは市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

リスクの管理体制

運用委託先において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック
- 為替ヘッジ状況のモニター

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

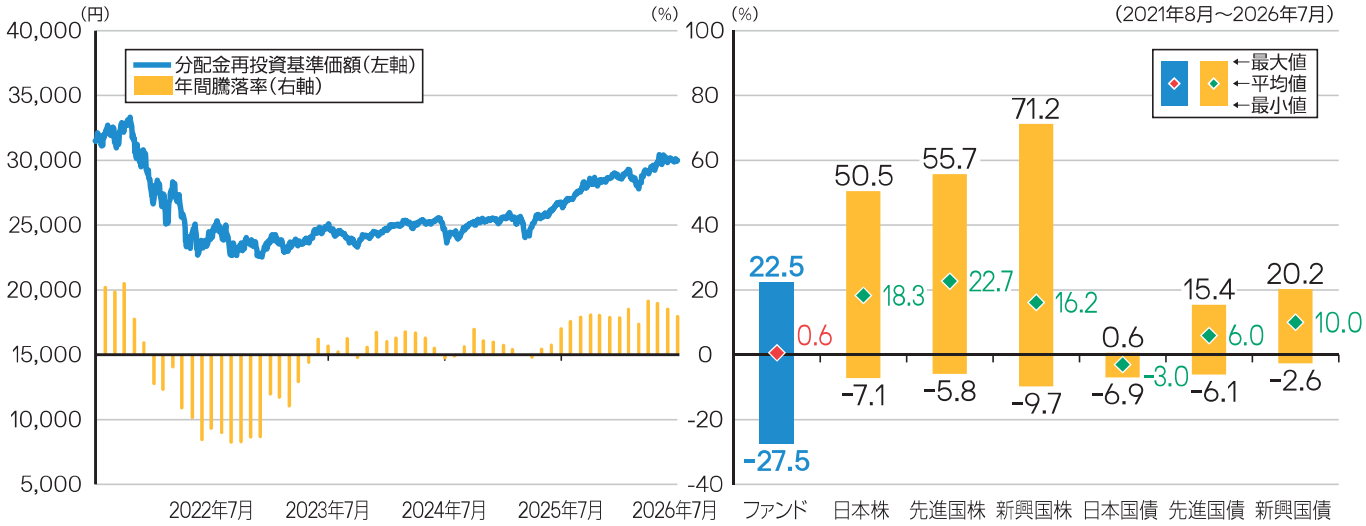
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2021年8月～2026年7月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



（ご注意）

○分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

○ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）

○代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）

○ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

○ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・NOMURA－BPI（国債）
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA－BPI（国債）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

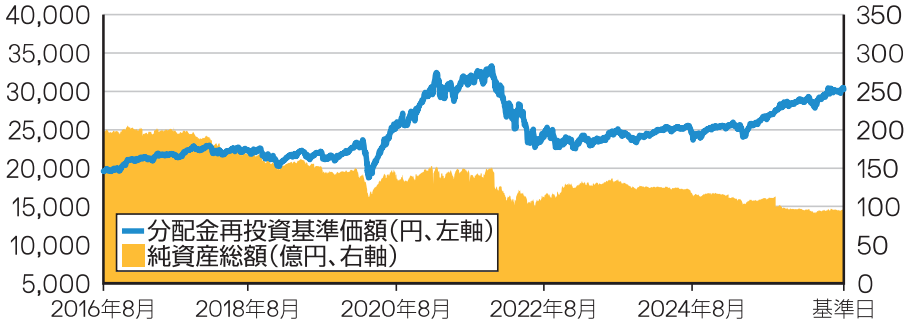
JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2026年8月20日	設定日	2001年9月28日
純資産総額	94億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
46期	2024年7月	20
47期	2025年1月	30
48期	2025年7月	30
49期	2026年1月	40
50期	2026年7月	40
	設定来累計	12,310

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
米ドル	61.4%
ユーロ	25.5%
日本円	6.5%
香港ドル	2.4%

*ベビーファンドにおいて、為替ヘッジを行っています。

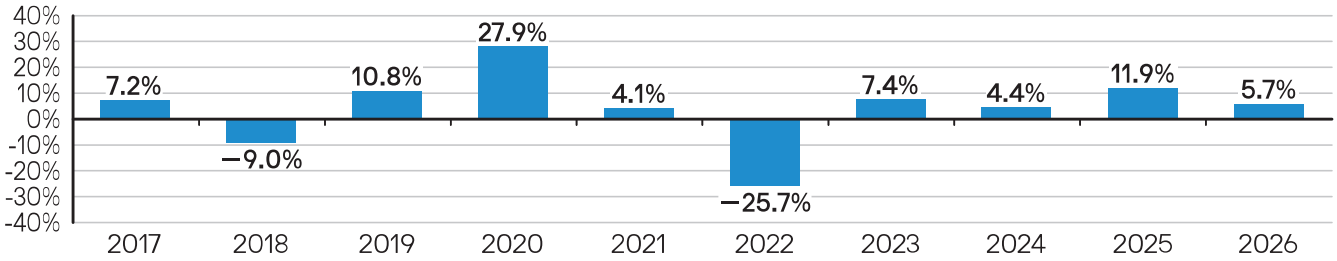
国(地域)別構成状況

投資国/地域※2	投資比率※1
アメリカ	41.2%
フランス	16.6%
中国	15.7%
日本	7.8%
ドイツ	6.4%
その他	8.1%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域※2	通貨	投資比率※1
1	バークレイズ銀行	CB	1.000	2029/2/16	アメリカ	米ドル	3.8%
2	ヴァンシ	CB	0.700	2030/2/18	フランス	ユーロ	2.7%
3	モルガン・スタンレー・ファイナンス	CB	0.000	2028/3/21	台湾	米ドル	2.5%
4	アリババグループ・ホールディング	CB	0.500	2031/6/1	中国	米ドル	2.3%
5	ハロザイム・セラピューティクス	CB	1.000	2028/8/15	アメリカ	米ドル	2.3%
6	ドロップボックス	CB	0.000	2028/3/1	アメリカ	米ドル	2.1%
7	ライブ・ネーション・エンタテインメント	CB	2.875	2030/1/15	アメリカ	米ドル	2.0%
8	シティグループ・グローバル・マーケッツ	CB	0.800	2030/2/5	フランス	ユーロ	2.0%
9	サザン	CB	4.500	2027/6/15	アメリカ	米ドル	1.9%
10	CMSエナジー	CB	3.375	2028/5/1	アメリカ	米ドル	1.9%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)={(年末営業日の基準価額+その年に支払われた税引前の分配金)÷前年末営業日の基準価額−1}×100
*2026年の年間収益率は前年末営業日から2026年8月20日までのものです。
*ベンチマークは設定していません。
*当ページにおける「ファンド」は、JPMワールド・CB・オープンです。

・運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。
・CBとは新株予約権付社債券等のことです。

※1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
※2 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国/地域に基づいて分類しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 （購入代金＝購入価額×購入口数＋購入時手数料（税込））
換金単位	1口単位または1円単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年10月30日から2027年10月28日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1 以下の場合に購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情 2 ファンドの規模が運用適正額を超えて増加することにより、本来予定するファンドの運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です。（設定日は2001年9月28日です。）
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月30日および7月30日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	毎年2回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。このファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2026年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.3%(税抜3.0%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.50%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日以降に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。	
	(委託会社)	年率0.77%(税抜0.70%)　(内、年率0.35%を投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として運用委託先に支払います。)
		投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
	(販売会社)	年率0.77%(税抜0.70%)
		受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
	(受託会社)	年率0.11%(税抜0.10%)
		信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
その他の費用・手数料	1　以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。) ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。 2　純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)(上限)、または年間330万円(税抜300万円)のうちいずれか少ない額をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。 (当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。) なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。	

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

●税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

（注1）上記は、2026年8月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（注2）NISA（少額投資非課税制度）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（注3）外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注4）法人の場合は上記とは異なります。

（注5）税金の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）にご確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率1.74%	年率1.65%	年率0.09%

対象期間:2026年1月31日～2026年7月30日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。